5同意連携について		
連携項目について		
(問い合わせ)	(回答)	
「要介護認定申請時包括同意フラグ」について、標準仕様書「機能・帳票要件の機能ID:	「要介護認定申請時包括同意フラグ」は標準仕様書「機能・帳票要件の機能ID:0230664	
0230664」で示されている「要介護認定申請同意コード」で管理を行う認識で相違ないか。	0	
	「要介護認定情報提供同意コード」で管理を行う想定になります。	
包括同意情報の連携の連携タイミングについて		
(問い合わせ)	(回答)	
要介護認定情報(全量・日次)連携は「認定」「職権認定」「却下」状態となった要介護認定	ご認識の通り、包括同意情報の連携(IF-D1-12-01-01~02)については認定後に変更さ	
情報を連携するインタフェースであるため、申請時点では介護情報基盤へ要介護認定情報(全	れた場合のみ送付するインタフェースとなります。	
量・日次)を送付していないと認識しております。		
包括同意情報の連携(IF-D1-12-01-01~02)については認定後に変更された場合のみ送		
付するインタフェースの認識でよいか。		
包括同意情報の管理単位について		
(問い合わせ)		
	ご認識通り、被保険者に対し、申請の度に包括同意の前の情報を上書きして使用する想定とな	
されているが、「要介護認定履歴番号」が存在しないため、被保険者の申請ごとに包括同意を設	ります。	
定するのではなく、被保険者に対し、申請の度に包括同意の前の情報を上書きして使用する想 定なのか。		
包括同意情報連携方法について		
(問い合わせ)	(回答)	
N 1	(ロロ) 包括同意情報については、R08年4月より、要介護認定申請書が変更され包括同意欄が追加	
	己指向息情報については、RUO年4月より、安月設認と中語書が変更され己指向息側が追加 となります。	
	R08年度以前の要介護認定申請書にも同意欄はございましたが、介護情報基盤の設置に伴	
	い、情報参照の幅が広がる事から、別として追加される事となります。	
	今後の要介護認定申請書の包括同意については、外部インタフェース「要介護認定情報(全	
	量・日次)連携(IF-B-03-01-01~02)」にて介護情報基盤へ連携お願いいたします。	
	また、被保険者の申請により同意の内容を変更する場合は、外部インタフェース「包括同意情幸	
	の連携(IF-D1-12-01-01~02)」にて介護情報基盤へ連携お願いいたします。	
	なお、ケアマネジャーにて同意を取得したケースでは介護WEBから同意情報を更新する事を想え	
	しております。	
	ケアマネジャーが同意を取得したケースと自治体側で同意を取得したケースは、共に同じものを指	
	しております。	
包括同意情報の更新について		
(問い合わせ)	(回答)	
	(비合)	
包括同意有効期間終了日が「要介護認定の認定有効期間(終了)が包括同意の有効期間	•	
	、 介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同:	
終了日となる。」とあるため、	、 介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同類	
終了日となる。」とあるため、	、 介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同意 情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)が	
終了日となる。」とあるため、 初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想	、 介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同意 情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)。	
終了日となる。」とあるため、 初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想 定で相違ないか。	、介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同 情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了) 設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同意情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)が設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ)	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同 情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)が 設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答)	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ)	、介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同 情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了); 設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ)	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同 情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了); 設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答)	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ)	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同 情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了); 設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答)	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同 情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了); 設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答)	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 事務組合における情報連携について 事務組合番号について	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)に設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) R08年度以前の「同意欄」がR08年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 事務組合における情報連携について (問い合わせ)	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同様情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)が設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) R08年度以前の「同意欄」がR08年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答)	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 事務組合における情報連携について 「問い合わせ) 2.5.1 項目設定共通事項	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同意情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)が設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) RO8年度以前の「同意欄」がRO8年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばら	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 事務組合における情報連携について (問い合わせ)	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同意情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)が設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) RO8年度以前の「同意欄」がRO8年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばら	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 事務組合における情報連携について 事務組合番号について (問い合わせ) 2. 5. 1 項目設定共通事項 「一部事務組合の場合、介護保険者番号の欄には事務組合番号を設定する。」と記載されてい	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同意情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)が設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) RO8年度以前の「同意欄」がRO8年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばら	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 『事務組合番号について (問い合わせ) 2. 5. 1 項目設定共通事項 「一部事務組合の場合、介護保険者番号の欄には事務組合番号を設定する。」と記載されていますが、事務組合番号を把握する方法をご教示願います。	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)、設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) RO8年度以前の「同意欄」がRO8年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばら	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 『事務組合番号について (問い合わせ) 2. 5. 1 項目設定共通事項 「一部事務組合の場合、介護保険者番号の欄には事務組合番号を設定する。」と記載されていますが、事務組合番号を把握する方法をご教示願います。 一部事務組合と構成市町村との認定事務分割運用時の連携について	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)に設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) R08年度以前の「同意欄」がR08年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) 「回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばらお待ちください。	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 『事務組合番号について (問い合わせ) 2. 5. 1 項目設定共通事項 「一部事務組合の場合、介護保険者番号の欄には事務組合番号を設定する。」と記載されていますが、事務組合番号を把握する方法をご教示願います。	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同 情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了) 設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) R08年度以前の「同意欄」がR08年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばらお待ちください。	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 『事務組合番号について (問い合わせ) 2. 5. 1 項目設定共通事項 「一部事務組合の場合、介護保険者番号の欄には事務組合番号を設定する。」と記載されていますが、事務組合番号を把握する方法をご教示願います。 一部事務組合と構成市町村との認定事務分割運用時の連携について	介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同意情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)が設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) R08年度以前の「同意欄」がR08年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばらお待ちください。	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 事務組合番号について (問い合わせ) 2. 5. 1 項目設定共通事項 「一部事務組合の場合、介護保険者番号の欄には事務組合番号を設定する。」と記載されていますが、事務組合番号を把握する方法をご教示願います。 一部事務組合と構成市町村との認定事務分割運用時の連携について (問い合わせ) 一部事務組合と構成市町村にて認定事務を分割して運用しているケースの場合は、介護情報	 介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同間情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)に設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) R08年度以前の「同意欄」がR08年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばらお待ちください。 (回答) 中部事務組合と構成市町村にて認定事務を分割している場合は、一部事務組合から介護情 	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 『事務組合番号について (問い合わせ) 2.5.1 項目設定共通事項 [一部事務組合場合、介護保険者番号の欄には事務組合番号を設定する。」と記載されていますが、事務組合番号を把握する方法をご教示願います。 一部事務組合と構成市町村との認定事務分割運用時の連携について (問い合わせ) 一部事務組合と構成市町村にて認定事務を分割して運用しているケースの場合は、介護情報基盤へどのように連携するのでしょうか。	 介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同時報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)が設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) R08年度以前の「同意欄」がR08年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばらお待ちください。 (回答) 事務組合と構成市町村にて認定事務を分割している場合は、一部事務組合から介護情報基盤へ情報連携するのではなく、認定結果通知を発送する構成市町村から連携お願いいたます。 	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 『事務組合番号について (問い合わせ) 2.5.1 項目設定共通事項 「一部事務組合の場合、介護保険者番号の欄には事務組合番号を設定する。」と記載されていますが、事務組合番号を把握する方法をご教示願います。 一部事務組合と構成市町村との認定事務分割運用時の連携について (問い合わせ) 一部事務組合と構成市町村にて認定事務を分割して運用しているケースの場合は、介護情報基盤へどのように連携するのでしょうか。	 介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同意情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)が設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) R08年度以前の「同意欄」がR08年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) (回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばらお待ちください。 (回答) (回答) 事務組合と構成市町村にて認定事務を分割している場合は、一部事務組合から介護情報基盤へ情報連携するのではなく、認定結果通知を発送する構成市町村から連携お願いいたます。 そのため、一部事務組合から構成市町村に情報を連携頂き、その上で、構成市町村から介護情報を連携頂き、その上で、構成市町村から介護情報を連携頂き、その上で、構成市町村から所護付 	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 『事務組合番号について (問い合わせ) 2.5.1 項目設定共通事項 「一部事務組合の場合、介護保険者番号の欄には事務組合番号を設定する。」と記載されていますが、事務組合番号を把握する方法をご教示願います。 一部事務組合と構成市町村との認定事務分割運用時の連携について (問い合わせ) 一部事務組合と構成市町村にて認定事務を分割して運用しているケースの場合は、介護情報基盤へどのように連携するのでしょうか。	 介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同時報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)が設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) R08年度以前の「同意欄」がR08年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばらお待ちください。 (回答) 事務組合と構成市町村にて認定事務を分割している場合は、一部事務組合から介護情報基盤へ情報連携するのではなく、認定結果通知を発送する構成市町村から連携お願いいたます。 	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 『事務組合番号について (問い合わせ) 2.5.1 項目設定共通事項 「一部事務組合の場合、介護保険者番号の欄には事務組合番号を設定する。」と記載されていますが、事務組合番号を把握する方法をご教示願います。 一部事務組合と構成市町村との認定事務分割運用時の連携について (問い合わせ) 一部事務組合と構成市町村にて認定事務を分割して運用しているケースの場合は、介護情報基盤へどのように連携するのでしょうか。	 介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同意情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)が設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) R08年度以前の「同意欄」がR08年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばらお待ちください。 (回答) 事務組合と構成市町村にて認定事務を分割している場合は、一部事務組合から介護情報基務へ情報連携するのではなく、認定結果通知を発送する構成市町村から連携お願いいたします。 そのため、一部事務組合から構成市町村に情報を連携頂き、その上で、構成市町村から介護情報基盤へ連携をお願いいたします。 	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 『事務組合番号について (問い合わせ) 2.5.1 項目設定共通事項 「一部事務組合の場合、介護保険者番号の欄には事務組合番号を設定する。」と記載されていますが、事務組合番号を把握する方法をご教示願います。 一部事務組合と構成市町村との認定事務分割運用時の連携について (問い合わせ) 一部事務組合と構成市町村にて認定事務を分割して運用しているケースの場合は、介護情報基盤へどのように連携するのでしょうか。	 介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同言情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了)が設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) R08年度以前の「同意欄」がR08年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) (回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばらお待ちください。 (回答) (回答) 事務組合と構成市町村にて認定事務を分割している場合は、一部事務組合から介護情報基盤へ情報連携するのではなく、認定結果通知を発送する構成市町村から連携お願いいたます。 そのため、一部事務組合から構成市町村に情報を連携頂き、その上で、構成市町村から介護 	
終了日となる。」とあるため、初めて要介護認定申請を行い、非該当で認定された場合は、包括同意情報が作成されない想定で相違ないか。 包括同意情報連携の切り替えタイミングについて (問い合わせ) 包括同意の同意欄については、いつから切り替わりますでしょうか。 『事務組合番号について (問い合わせ) 2.5.1 項目設定共通事項 「一部事務組合の場合、介護保険者番号の欄には事務組合番号を設定する。」と記載されていますが、事務組合番号を把握する方法をご教示願います。 一部事務組合と構成市町村との認定事務分割運用時の連携について (問い合わせ) 一部事務組合と構成市町村にて認定事務を分割して運用しているケースの場合は、介護情報基盤へどのように連携するのでしょうか。	 介護情報基盤では、要介護認定の認定有効期間(終了)が設定されない場合は、包括同情報の更新しないようにしております。そのため、判定結果が「非該当」でも有効期限(終了):設定される場合は、包括同意情報の更新はされます。 ※初めての場合でも、更新の場合でも同様です。 (回答) R08年度以前の「同意欄」がR08年度以降の「同意欄」に切り替わる想定です。 (回答) 事務組合番号につきましては別途周知する予定となりますので、案内が発出されるまで今しばらお待ちください。 (回答) 事務組合と構成市町村にて認定事務を分割している場合は、一部事務組合から介護情報基携するのではなく、認定結果通知を発送する構成市町村から連携お願いいたします。 そのため、一部事務組合から構成市町村に情報を連携頂き、その上で、構成市町村から介護報基盤へ連携をお願いいたします。 	

機関の共同設置(介護認定審査会)での事務について (問い合わせ) (回答) 複数の構成市町村にて「一部事務組合」ではなく、「機関の共同設置(介護認定審査会)」で「介護情報基盤に連携される場合は、一部事務組合として連携いただくことを想定しており、具体 事務を行っている場合はどのように連携を行う事となりますでしょうか。 的には、以下の方法のいずれかにて介護情報基盤に連携頂く想定としてご回答をさせていただき また、連携時の保険者番号については、複数の構成市町村、それぞれの番号を使用するというこ とで問題ないという認識でよろしいでしょうか。 認定審査会システムより直接LGWAN回線を通じて介護情報基盤へ接続頂く。 認定審査会システムから直接連携して頂かない場合は、自治体側の介護保険システム経由で LGWANで介護情報基盤に接続頂く。 機関の共同設置(介護認定審査会)からご連携された際においても同様に、上記の通りいずれ かの方法で連携していただく必要がございます。 ただし、一部事務組合として組織化されていない場合においては、複数の構成市町村にて、それ ぞれに対して発行された介護情報基盤と連携するための認証に使用する自治体トークンをご使用 いただく必要があるため、ご注意ください。 インタフェースの連携方法について インタフェース削除連携時の他インターフェースへの影響について (問い合わせ) (回答) 記載いただいた要介護認定に関する2つのインタフェースについても、削除要求を実施していただく 5.3 各データの登録・更新・削除の方法について 介護被保険者番号等情報を削除し、当該被保険者番号に紐づく介護保険資格が存在しない 必要があります。 状態となる場合は、当該資格に紐づく他の情報(負担割合証情報等)についても介護保険シ ステムより削除の要求を行い、各情報の整合が保たれるように連携すること。 との記載があるが、これは「介護被保険者番号等情報連携」インタフェースによる削除が行われた 場合の話であると想定している。 この場合、連動して削除される対象として以下のインタフェースも該当するか。 ·要介護認定情報(全量·日次)連携 •要介護認定進捗状況情報連携 以下のインタフェースを削除した際に、連動して削除すべきインタフェースがあるか。 要介護認定に関する記載の2インタフェースについては、連動して削除する必要はございません。 要介護認定情報(全量・日次)連携 要介護認定進捗状況情報連携 例として、要介護認定情報連携にて削除された場合、進捗状況連携のデータも併せて削除する インタフェースを日次で連携する場合について 2.5.4 同一ファイル内レコードの主キー項目重複に関する制限について 記載いただいた想定の通り、複数の資格異動が同日に発生した場合は最新状態をご連携いただ 「データ連携を行う際は一つのレコードとして集約した上で連携する。」と記載がありますが、同日に ければ問題ございません。 複数の資格異動が発生した場合、どのように連携を行えばよいか、ご教示願います。 インタフェースの連携の順序性について 受信ファイル単位での非同期処理でのとの事ですが、「介護被保険者番号等情報連携」で、 「被保険者単位の登録(資格情報以外)」については、PMHキーの発行状況に関わらず、同日 PMHキー発行とあります。「介護被保険者番号等情報連携」でPMHキー発行が完了する前に にご連携いただければエラーとならないよう介護情報基盤側で制御致します。 「被保険者単位の登録(資格情報以外)」のカテゴリに該当するI/Fの登録要求した場合、エ ただ、「介護被保険者証利用情報連携」については、PMHキーが発行されている必要があるた ラーとなりますでしょうか。 め、エラーとなる場合があります。 更新区分削除後の同一キー連携方法について (回答) (問い合わせ) 更新区分情報「9:削除」で送付後、同一キーで再度更新が行われる場合(削除の取り消し 同一キー情報を「1:新規」として送付していただきます。 等)、更新区分情報は再度「1:新規」で送付しますでしょうか。

インタフェース:「介護被保険者証利用情報」 (問い合わせ) (回答) 「介護被保険者証利用情報」の更新区分情報として「1・新規」は使用しないとなっているが、 「介護被保険者証利用情報」については、「介護被保険者番号等情報連携」にて初期データが 介護情報基盤へ新規にデータが登録される運用フローをご提示いただきたい。 作成されます。 ※PMHキー発行と同時に初期データを作成致します。 各種連携項目の設定について 「介護被保険者番号等情報-個人番号(マイナンバー)」 (回答) 「個人番号(マイナンバー)」について、必須項目となっているが、住登外等、マイナンバーがない 介護情報基盤はマイナンバーを元に他システムとの連携を実施するため、マイナンバーが登録され 場合はどのような設定となるか。 ている被保険者の情報のみを連携していただく予定です。 「介護被保険者番号等情報-不開示フラグ」 (問い合わせ) 自治体においては、不開示情報は、団体内統合宛名システムで管理しています。介護保険シス 介護情報基盤で不開示フラグが設定されている場合、当該被保険者について介護事業所等か テムでは、介護保険システムで登録したもののみ管理しています。(他業務システムがAさんに対し らは見えない状態(=照会時に該当なし)となります。 て不開示登録したとしても介護保険システムでは管理していない) このように制御したい被保険者(DV被害者等)について不開示フラグをご設定ください。 そのため、中間サーバーの情報照会時の不開示情報と同等の意味を持たせる必要があるのであ れば、介護保険システムで管理している情報では不十分ではないかと思われます。 想定されている不開示情報は、どのような情報を想定されていますでしょうか。 「介護被保険者番号等情報 – 医療機関コード(医療機関の事業者番号)」 (回答) 介護被保険者番号等情報連携の資格取得日(証記載保険者)等について 介護情報基盤では、証記載保険者番号を主として管理を行っていることから、主キーの構成は、 (a)項番9「資格取得日(証記載保険者)」必須 ※主キー …政令市内の区間転居または 政令市または広域連合の場合の項目設定についての質問です。 広域連合の場合、当該市区町村の区域内に住所を有するに至った日 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書の介護被保険者番号等情報連携につい (b)項番22「資格喪失日(証記載保険者)」条件付き必須 …政令市内の区間転居または て、以下で規定されています。 広域連合の場合、当該市区町村の区域内に住所を有しなくなった日 5. 1. 3 項目説明 (CSVファイルレイアウト) としております。そのため、現在のキー情報のままとさせて頂きます。 (a)項番9「資格取得日(証記載保険者)」必須 ※主キー …政令市内の区間転居または 広域連合の場合、当該市区町村の区域内に住所を有するに至った日 (b)項番22「資格喪失日(証記載保険者)」条件付き必須 …政令市内の区間転居または 広域連合の場合、当該市区町村の区域内に住所を有しなくなった日 (c)項番25「広域連合(政令市)保険者資格取得日」任意 …政令市内又は広域連合内で 初めに住所を有するに至った日 (d)項番26「広域連合(政令市)保険者資格喪失日」任意 …政令市内又は広域連合内 で最後に資格を喪失した日 一方、023 介護保険 基本データリストでは、以下で規定されています。 (e)データ項目ID: 0230917「資格取得日」必須 …被保険者資格を取得した日 (f)データ項目ID: 0230918「資格喪失日」任意 …被保険者資格を喪失した日 (g)データ項目ID:0230919「市区町村資格取得日」任意 …指定都市の行政区、又は広 域連合の構成市町村で被保険者資格を取得した日 (h)データ項目ID: 0230920「市区町村資格喪失日」任意 …指定都市の行政区、又は広 域連合の構成市町村で被保険者資格を喪失した日 項目説明からは、(a)(b)と(g)(h)、(c)(d)と(e)(f)が同じものを指すものと考えられますが、両者 で必須任意等の考え方が異なります。 政令市内の区間転居または広域連合での市町村をまたがる異動の情報は、「資格異動日」「資 格異動事由コード」で判断できるため、基本データリストの考え方に合わせ、(c)「広域連合(政 今市) 保険者資格取得日 |をキー情報の資格取得日とし、(a) 「資格取得日 (証記載保険 者) |(b)「資格喪失日(証記載保険者) |は任意項目とすべきと考えます。 また、介護保険法第十条、第十一条において被保険者の資格取得、喪失の時期に関いて規定 がされておりますが、資格取得は"当該市町村の区域内に住所を有する"こと、資格喪失は"当該 市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日"や"当該市町村の区域内に住所を有しなく なった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったとき"とある通り、"市町村"単位での異動 を基準に資格取得、資格喪失の時期を決定する考え方となっておりますので、介護保険法と照ら しても、2.0版の介護情報基盤のCSVファイルレイアウトの定義は不整合ではないかと考えます。

「介護被保険者番号等情報 – 資格取得日(証記載保険者)」

(問い合わせ)

介護被保険者番号等情報連携の資格取得日(証記載保険者)について

介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書の介護被保険者番号等情報連携(IF-A-01-02-01~04)のNo.9(資格取得日(証記載保険者))は「政令市内の区間転居または広域連合の場合、当該市区町村の区域内に住所を有するに至った日」と記載があります。また、政令市の場合の証記載保険者番号については、下記2つのケースがあります。

(a)区ごとに証記載保険者番号が異なる (b)政令市で一つの証記載保険者番号

(b)政令市で一つの証記載保険者番号で運用している場合、No.9(資格取得日(証記載保 険者))に設定する内容を教えてください。

<異動の例>

2024/4/1 政令市A区に転入 2024/6/1 政令市A区→B区に転居 (回答)

左記記載の政令市(a)(b)それぞれの場合について回答します。

<(a)区ごとに証記載保険者番号が異なる>

政令市内の区間転居にて証記載保険者番号が変更となるため、区間転居した日2024/6/1を 設定した上で、更新区分情報「新規」として区間転居後の情報を介護情報基盤へ連携していた だきます。

<(b)政令市で一つの証記載保険者番号>

政令市内の区間転居では証記載保険者番号は変更とならないため、政令市内に転入した日 2024/4/1を設定した上で、更新区分情報「更新」として区間転居により変更となった情報を介護情報基盤へ連携していただきます。

なお、区間転居により情報が変更された場合は、介護被保険者番号等情報連携における「資格 異動事由コード」に「104:区間異動」を設定してください。

「証情報-要介護認定履歴番号」

(問い合わせ)

データを削除が発生した場合、要介護認定履歴番号がずれてしまうことが発生するが、すでに送付済のレコードに対しても履歴番号の更新としてデータを連携する必要があるか。

(回答)

証情報のCSVレイアウトにおける項番22「要介護認定履歴番号」についてのご質問であり、当該 履歴番号は、要介護認定情報(全量・日次)や要介護認定進捗状況と連動した項目であり ます。

仮に要介護認定情報(全量・日次)や要介護認定進捗状況のデータ削除が発生した場合、 証情報における本項目についても番号の繰り上げ等の更新が発生することが想定されます。 その場合、要介護認定(全量・日次)および要介護認定進捗状況における「要介護認定履歴 番号」と紐づく番号を設定し、更新としてデータを連携いただければと思います。

「証情報 – 交付年月日」

(問い合わせ)

交付年月日について

居宅届出により居宅情報が変更になり、被保険者証情報を登録後、証情報を連携した場合、 連携すべき交付年月日について以下①、②のいずれになるかを教えていただきたい。

①交付年月日6/1の被保険者証に対して、居宅情報を変更し、6/18に被保険者証情報登録 →交付年月日は6/18

②交付年月日6/1の被保険者証に対して、居宅情報を変更し、6/18に被保険者証情報登録 →交付年月日は6/1

(回答)

6/1に交付した被保険者証の居宅情報を更新した場合について、証の再交付(証交付履歴番号の繰り上げ)が発生するか否かによって連携内容が変わるため、それぞれ以下の通り記載いたします。

■証の再交付(証交付履歴番号の繰り上げ)が発生しない場合 以下の流れを想定して回答いたします。

6/1 証交付

6/1~6/18 介護情報基盤への証情報連携①

6/18 居宅情報の変更

6/18 介護情報基盤への証情報連携②

①更新区分情報「新規」として、交付年月日「6/1」の情報を連携 ②更新区分情報「更新」として、交付年月日「6/1」の情報を連携

■証の再交付(証交付履歴番号の繰り上げ)が発生する場合 以下の流れを想定して回答いたします。

6/1 証交付

6/1~6/18 介護情報基盤への証情報連携①

6/18 居宅情報の変更

6/18 証の再交付(証交付履歴番号の繰り上げ)

6/18 介護情報基盤への証情報連携②

①更新区分情報「新規」として、交付年月日「6/1」の情報を連携

②更新区分情報「新規」として、交付年月日「6/18」の情報を連携

「主治医意見書等情報(提供用) - 診断名 1、診断名コード 1、発症年月日 1 ~診断名 2 0、診断名コード 2 0、発症年月日 2 0 」 (問い合わせ) (回答) (1)「診断名1、診断名¬-ド1、発症年月日1 |~「診断名20、診断名¬-ド20、発 (1) 主治医育見書情報の診断名等を1~20まで設定可能としている理由としては、今後、の 症年月日20」が連携される仕様ですが、診断名等は1~20まで必要でしょうか。当該データか 制度変更にて様式が変わった場合にも対応できるようにするためとなります。 ら主治医意見書を印刷することを想定していますが、主治医意見書の様式では、診断名等は3 件分しか出力しないため、20件分のデータが必要な理由が不明でした。 現時点では主治医意見書の診断名等は1~3のみ設定されるため、情報を選定する観点はござ (2)診断名等に4件以上データがあった場合、主治医意見書に出力する3件はどのような基 いません。 準で選定しますでしょうか。データを選定する観点(○○を昇順にソートし、先頭3件分等)があ ればご教示願います。 診断名1~の順となるように実装いたします。 (3) 診断名等に設定済みのデータと未設定のデータが混在している場合、診断名1~データ は詰めて設定されますでしょうか。取込み時にデータが詰めて設定されていなければ、設定されてい る診断名を診断名1~の順に詰めるシフト処理が必要だと考えています。 「主治医意見書等情報(提供用)連携 – 医療機関コード(医療機関の事業者番号)」 (問い合わせ) (回答) 主治医意見書等情報(提供用)連携の医療機関コード(医療機関の事業者番号)につい 医療機関番号は各保険者が任意のコードを設定可能ですが、連合会向けの費用請求は全国で 共通的に使用するコードを設定する必要がございます。そのため、項番189「医療機関コード(医 療機関の事業者番号)」を別建てしております。 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書のP.128 [5.5.3 項目説明(CS) V ファイルレイアウト) Iについて、 主治医意見書等情報(提供用)連携の項目に項番189「医療機関コード(医療機関の事 業者番号)」が追加されましたが、同じインタフェース内に項番7「医療機関番号」があります。 医療機関番号と医療機関コード(医療機関の事業者番号)で異なる値が設定されることはな いと考えているのですが、もし異なる値が設定されることがある場合は、運用例や条件等をご教示 願います。 「審査会資料 - 審査員者参照用パスワード」 (問い合わせ) (回答) 審査会資料の審査員者参照用パスワードはどのように設定されますでしょうか。(介護保険システ 介護保険システムからの連携時、必要に応じて設定されている情報となります。自動生成か否か ムで自動生成でしょうか。) については介護保険システム側の実装となるため、特に介護情報基盤としては規定しておりませ 審査会資料 - 認定審査会資料PDFファイル名」 (問い合わせ) (回答) PDFで作成する審査会資料は審査員用(個人を特定可能な情報にマスクがかかったもの)であ 審査員に送付する前の審査会資料を想定しておりますので、マスキング後のものを想定しておりま り、事務局用(被保険者番号等の個人を特定可能な情報も印字)ではないとの認識でよい す。 か。 「審査会資料 – 認定審査会資料PDFファイル名」 (問い合わせ) (回答) 左記ご認識通り、主治医意見書、認定調査票を含む情報提供用のファイルが連携対象となりま 審査会資料連携のPDFは「介護認定審査会資料」の帳票のみではなく、主治医意見書、認定 調査票の特記事項など審査会で使用する帳票は全て連携する認識でよいか。 す。複数の情報提供ファイルが存在する場合、一つのPDFファイルとした上でご連携をお願いいたし ます。 「審査会資料 - 認定審査会資料PDFファイル名」 (問い合わせ) インターフェース仕様書では、主治医意見書のみの連携を想定しているため、主治医意見書の他 主治医意見書の運用で、主治医意見書の他に添付資料を送付して頂き、審査会資料で使用 する運用があるが、介護情報基盤の連携では、添付資料に関する情報の記載がないが、どういっ の添付資料については連携対象外となります。 た運用を想定しているか確認したい。 主治医意見書提出において添付資料が必要な場合の運用については、紙もしくは、媒体での連 携になると想定しております。 「要介護認定情報(全量·日次) – 要介護認定履歴番号」(項目設定) (問い合わせ) (回答) 「要介護認定履歴番号」とはどのような番号になるか。 「要介護認定履歴番号」については、当該自治体で認定を受けた履歴の番号となります。 例えばA市で新規申請した被保険者について、一度認定期間が終了し、数年後に別のB市で新 そのため、例のケースでは、B市のデータとしては「1 となります。 規申請した場合、B市のデータとしては「要介護認定履歴番号」は「2」となる想定か、あるいは 「1 になる想定か。

要介護認定情報(全量・日次) - 要介護認定履歴番号」(項目設定) (問い合わせ) (回答) 「要介護認定履歴番号」について 要介護認定情報及び進捗状況については、紐づく形での管理を想定しているため、要介護認定 履歴番号を合わせて頂くようお願いいたします。 同一市町村内で介護保険事務処理システムと認定審査会システムが別ベンダーである場合、要 介護認定履歴番号の付番方法がそれぞれ異なる場合があることが想定される。例えば 要介護認定情報→事務処理システム ・進捗状況情報 →認定審査会システム から連携する場合、同じ認定申請日のデータでも要介護認定履歴番号が異なるというケースが発 牛するのではないか。 「要介護認定情報 (全量・日次) - 要介護認定履歴番号」(項目設定) 「要介護認定履歴番号」について 標準仕様書の基本データリストに準拠した介護保険システムであれば左記ケースは発生しないと 想定しております。 「要介護認定履歴番号は最小値0」と記載されているが、「0」を指定するデータはどのようなデータ ただし、履歴番号を採番せず別の方法で履歴を管理しているシステムの場合など特殊なケースを 想定して記載しております。 「要介護認定情報(全量·日次) - 要介護認定履歴番号」※再調査·再審査時 要介護認定履歴番号の同期について 再調査・意見書再入手となった場合の要介護認定進捗状況情報連携の要介護認定履歴番 号のカウントアップについてですが、 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書_2.0版の要介護認定進捗状況情報連携 調査を行った履歴や意見書再入手した際の情報を履歴として保持するためにカウントアップする仕 で再調査フラグが追加され、「5.8.4 項目設定時の留意事項の(1)再調査・意見書 様としております。 再入手となった場合について」に「再調査・意見書再入手となった場合、要介護認定履歴番号を 介護情報基盤では、要介護全量日次につきましては、認定されたケースに初めて連携される事と +1カウントアップし、更新区分情報を「新規」、再調査フラグを「1:再調査」とした上で、各種日付 なります。 および区分に適切な値を設定する。」との記載があります。 要介護認定進捗状況情報連携の方が先に連携されることから、要介護全量日次と同期を合わ また、介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書 2.0版では、証情報連携 (IF-A-せる事は可能と考えております。 02-02-01~02)、要介護認定情報(全量·日次)連携(IF-B-03-01-01~02)、要 また、介護情報基盤にて蓄積された情報におきましては、「証記載保険者番号」及び「介護保険 介護認定進捗状況情報連携(IF-B-03-02-01~02)の項目「要介護認定履歴番号」は 被保険者番号」をキーとして介護WEBにて各種情報の最新情報を参照する事となりますので、 厳密には、要介護認定進捗状況情報連携の要介護履歴番号は、進捗状況の履歴番号として 全てのI/Fで同期をとる必要があります。 扱う事ともなります。 これを踏まえると、例えば、 そのため、現仕様でのカウントアップ仕様にてご対応・ご検討をお願いいたします。 介護保険システムと認定審査会システムが連携するシステム構成で、要介護認定進捗状況情 報連携(IF-B-03-02-01~02)を認定審査会システムが行う運用の場合、両システム間で 「要介護認定履歴番号」の同期を取る必要があります。 介護保険システムと認定審査会システムのシステム間I/Fとして、023_介護保険_機能別連携 仕様では、「認定ソフト/認定審査会システムとのインタフェース」(すなわち認定ソフトI/F)(※ 1)と「認定ソフト以外の認定審査会システムとのインタフェース」(機能別連携仕様で示された I/F) (※2)が規定されています。 しかし、以下の通り、いずれのI/Fを使用する場合でも、介護情報基盤に連携する「要介護認定 履歴番号」(再調査・意見書再入手となった場合要介護認定履歴番号を+1カウントアップ)を 連携することはできません。 「要介護認定情報(全量・日次)意見書診断名コード」 (問い合わせ) 主治医意見書等情報、要介護認定情報(全量・日次)のファイルレイアウトに意見書診断名 ICD10対応標準病名マスターの「病名管理番号(8桁)」または「レセ電算コード(7桁)」の コードがあるが、ICD10対応標準病名マスターの「病名管理番号(8桁) はたは「レヤ電算コー いずれも設定される可能性がございます。 ド(7桁)」を設定とあるが、どちらのコードが設定されるのかご教示いただきたい。 「要介護認定情報(全量・日次) - 情報提供用PDFファイル」 (問い合わせ) (回答) 認定調査票、主治意見書を含む情報提供用の PDF ファイルをbase64 としたバイナリ情報 1ファイルのみ指定可能となります。 インプットとなるファイルが複数存在する場合は、1ファイルにまとめた上でbase64エンコードしたバ イナリデータを当該項目に設定いただきます。 と記載されています。 情報提供用のファイルが複数件となる場合、1ファイルにまとめて送付が必要でしょうか。もしくは、 複数ファイルの指定が可能でしょうか。 「要介護認定情報(全量・日次) - 情報提供用PDFファイル」 (回答) (問い合わせ) 要介護認定情報の項番327の「情報提供用PDFファイル」とはどのような用途を想定しております 例示の内容での利用は可能です。要介護認定に使用した各種情報(主治医意見書、認定調 でしょうか。(例えば、認定調査票の特記事項を文字入力ではなく画像として登録したい場合、 査票など)のPDFファイルを連携していただく想定です。 利用できたりしますでしょうか。)

要介護認定進捗状況情報 - 公開区分」 (問い合わせ) (回答) 要介護認定進捗状況情報インタフェースレイアウトについて ①公開区分は被保険者単位で設定可能な項目となります。 ①項番29「公開区分」は、被保険者単位ではなく保険者として設定する認識で合っているでしょ ※保険者様が管理している被保険者を一律で公開・非公開にしても良いですし、任意の被保険 うかっ 者だけ公開・非公開とする事も可能です。 ②項番29「公開区分」と包括同意情報インターフェースの包括同意の関係性をご教示ください。 ②要介護認定進捗状況インタフェースの「公開区分」はマイナポータルなど進捗状況を連携するシ ステムに対し、要介護認定進捗情報の公開範囲を選択する項目となります。「5.8.4章(3)公開 区分と各種日付情報の関連について」に記載の通り、公開区分のステータスにより介護保険シス テムから連携する情報の範囲が異なります。こちらについては包括同意の有無にかかわらず公開す ることが原則ですが、保険者の判断により公開しない選択も可能となります。 -方、包括同意情報インタフェースの包括同意は介護被保険者の要介護認定情報などの個人 情報を介護事業所やケアマネージャが活用することに対しての同意情報となります。包括同意して いる場合は、ケアマネージャーが要介護認定情報やケアプランを参照可能となります。 「要介護認定進捗状況情報 – 認定審査会開催日、二次判定日」 (回答) 「認定審査会開催日」と「二次判定日」の項目がありますが、認定審査会で二次判定を行うため「「認定審査会開催日」、「二次判定日」は、同日となる想定ですが、運用状況により日付がずれ これら2つの日付は同日になると認識しています。「認定審査会開催日」と「二次判定日」を別の る可能性もあるため、項目を分けております。 項目として定義している意図をご教示願います。 「要介護認定進捗状況情報 – 意見書入手日」、「要介護認定情報(全量・日次)意見書入手日」 (問い合わせ) (回答) 要介護認定進捗状況情報の項番19「意見書入手日」と、要介護認定情報の項番19「意見書 記載いただいた通り、同一日付を設定していただく想定です。 入手目」は同一日付の想定でしょうか。(例えば、意見書の到着を確認した日と、内容確認した うえで電子登録した日が異なる場合、それぞれの日程を設定可能でしょうか。) 「要介護認定進捗状況情報-調査結果入手日、意見書入手日」 (問い合わせ) (回答) 要介護認定進捗状況情報の項番15「調査結果入手日」と項番19「意見書入手日」は、介護 各資料について、自治体様側で受理した日付(介護保険システムに電子的に登録した日付) 保険システムに電子的に登録した日付を想定されておりますでしょうか。それとも単に到着した日を「を想定しております。 設定可能でしょうか。 審査会委員向けメール文面 (問い合わせ) 審査委員向けのメール文面などは一律のものになりますか。それとも自治体にて設定可能でしょう ない想定をしております。 各種連携情報について 「証情報」の連携について (問い合わせ) (回答) 保険者様の運用により、証発行を行わない場合もあると想定されますが、その場合においても、証 証を発行しないケースは、認定審査中に異動した場合でも、その認定結果を登録する必要がある 情報連携を行う必要があるのでしょうか。 が、証情報を発行しないケースと想定しております。その場合においても、証情報を連携頂く想定 連携を行う必要がある場合、交付年月日にはいつの日付を設定して連携を行えばよいかご教示 願います。 外部インタフェース仕様書に留意事項として以下を記載 要介護認定の申請中に本人が死亡したなどで資格喪失した場合、要介護認定審査の進捗状 況によって申請取下とする場合と要介護認定審査を継続させる場合がある。要介護認定審査を 継続し、認定結果が決定した場合、資格喪失者であっても証情報として認定内容を記載した情 報を作成し、介護情報基盤に連携する。 ※交付年月日には認定年月日を設定 「みなし2号(第2号該当生保受給者)」の連携について 40歳以上65歳未満の医療保険未加入者等(生活保護受給者等)について、介護保険 ご認識通り、介護情報基盤では現在みなし2号(第2号該当生保受給者)を取り扱い対象 資格を保有していないため介護情報基盤への連携が不要の想定をしているが、要介護認定情報 外としておりますので、連携不要となります。 (全量・日次)、主治医意見書等、すべてのI/Fにてその認識で良いか。連携が必要な場合、 また、介護情報基盤では現在みない2号(第2号該当牛保受給者)を取り扱い対象外として 具体的な連携方法をご教示ください。 いるので、介護保険被保険者番号の冒頭一桁が「H」固定となる生活保護受給者の場合は取り 扱い対象外となります。 そのため、介護情報基盤に連携いただく介護保険被保険者番号はすべて「半角数字」としてお り、「英数字」では無い仕様としております。 生活保護受給者のデータが連携されてきた場合は、入力チェックで識別致します。 介護情報基盤への各種情報連携の要否について (問い合わせ) 介護情報基盤へ連携する各種情報は、基本的に連携する・しないは選択不可であり、情報基 ご認識の通り、審査会資料は任意項目となりますが、その他情報については介護情報基盤へ連 盤に連携するものという認識でよいでしょうか。(審査会資料のみ任意でしょうか。) 携していただく必要があります。

各種連携情報の関連性について (問い合わせ) (回答) 2インタフェースを連携される場合、「介護被保険者番号等情報連携(IF-A-01-02-01~ 04) 」が連携済みであることが必須となりますが、当該2インタフェースと証情報の連携についてはタ (全量・日次) 連携 (IF-B-03-01-01~04) Jまたは「5.8 要介護認定進捗状況情報 連携(IF-B-03-02-01~04)」のみを連携したい場合他に必須で連携する必要があるイン イミングが前後してもシステム上問題ございません。 ターフェースはあるのでしょうか。 減免減額認定証発行後の取消について (問い合わせ) (回答) 減免減額認定証発行後の取消について (a)更新区分:削除で連携する (b)更新区分:更新、有効期限:取消した日で連携する 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書の減免減額認定証情報連携(IF-A-02-また、(b)を「更新」として連携する場合の設定内容についても、左記に記載いただいた通り「認定 03-01~04) について、認定し証発行後に取消があった場合の連携内容について教えてくださ を取り消した年月日を項目「有効期限」に設定して更新」としていただければと思います。 取消の考え方としては、下記2ケースがあると考えています。 (a)有効期間前の取消 (b)有効期間途中の取消(有効期間の途中で要件非該当になった場合等) (a)(b)それぞれについて、連携内容について教えてください。 減免減額認定証情報連携CSVファイルレイアウトには、認定を取り消したかどうかの情報を管理 する項目がありません。また、(b)有効期間途中の取消の場合は、認定が有効であった期間の認 定証情報を残す必要があると考えます。 そのため、情報は削除せずに、認定を取り消した年月日を項目「有効期限」に設定して更新すると いう認識でよいでしょうか。 審査会資料のアップロード方法について (問い合わせ) (回答) 5. 6. 1 受け渡し概要に記載の、審査会資料のアップロード方法について 介護情報基盤の画面上に審査会資料アップロード用URLが表示されます。 、連携方式が、「No.16」シートの#3のパターン(CSVファイル出力+手動連携)の場合、06の 「審査会資料連携(リクエスト)」のCSVを介護情報基盤に連携する際には、審査会資料PDF ※画面操作で連携いただいた場合は介護情報基盤情報受付完了画面からアップロード用URL は一緒に連携せず、介護情報基盤からのレスポンス中に含まれている審査会資料URLのリンク先を連携いたします。 ... に自治体職員がアクセスし、審査会資料をアップロードする認識です。 介護情報基盤から返ってくるレスポンスは、どのような方法で取得できるのでしょうか。 条件付き必須、任意項目の設定方法について 任意項目における空欄とする場合の設定方法について 「 \triangle 」、「-」による空欄とする場合の設定値について、明確にお示ししていただけければと思いま 「△」を空欄とする場合は""(null値)となります。 「-」については、項目自体CSVへの記録が不要となります。 条件付き必須、任意項目の記載内容について (問い合わせ) 登録要求において「△」の記載に以下の記載がある。 記載いただいた見解で相違ございません。 条件付きで必須、 または任意で記録 これは項目の説明として「〇〇の場合は必須」や「〇〇の場合に設定」のように条件が明記されて いない項目については全て任意で記録という見解で相違ないか。 固定長項目の任意設定について (問い合わせ) (回答) 固定長項目について、未設定の場合は何を設定すればよいか確認させていただきたい。 出現回数の最小が"0"となっている固定長項目については、未設定の場合は""(null値)として 属性に合わせた空白文字を設定すればいいのか、また、日付項目についても、空白でもいいのか。 いただければと思います。

フード値からNull値への変換について (問い合わせ) (回答) 介護情報基盤のコード値は[01:非該当, 12:要支援 1, 13:要支援 2, 21:要介護 1, 22: 要介護2、23:要介護3、24:要介護4、25:要介護5、31:再調査、88:取消」で、要介護 定いただくよう条件付き必須識別としております。そのため、「99:なし」の場合はNullで送信いただ 認定ソフトのコード値は「01:非該当、12:要支援1、13:要支援2、21:要介護1、 いて問題ございません。 22:要介護2、23:要介護3、24:要介護4、25:要介護5、31:再調査、88:取 消、99:なし」です。 [要介護認定ソフト]→[介護情報基盤] 01:非該当→01:非該当 12:要支援1→12:要支援1 13:要支援2→13:要支援2 21:要介護1→21:要介護1 22:要介護2→22:要介護2 23:要介護3→23:要介護3 24:要介護4→24:要介護4 25:要介護5→25:要介護5 31: 再調查→31: 再調查 88:取消→88:取消 99: なし→Nullで送付想定 介護情報基盤のコード値に「99:なし」が無いため送ることができません。 介護情報基盤側は必須項目でないため「Null」で送信することになりますが問題ないでしょうか? 文字コード変換について 変換不能文字について(主治医意見書等情報) (問い合わせ) (回答) 主治医意見書等情報(提供用)連携の日本語項目での外字について 主治医意見書等情報(提供用)連携においては、介護情報基盤にて文字コード変換を行って 介護情報基盤の文字セット・文字コードは、介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書 おりませんので、医療機関からの情報については、そのまま介護情報基盤内に格納されます。 _2.0版の「2.2.1.2 文字コード」において、文字セット:「JISX 0213:2012」、文字 そのため、どのような文字で連携されるかは、連携元(この場合は医療機関)に依存する事となり コード: 「JISX 0221:2020」と規定されています。 医療機関で登録する主治医意見書等情報内に、規定された文字セットの範囲外の文字(外 字)があった場合、介護情報基盤にはどのような文字で登録されますでしょうか。特定の文字 (▲等)でしょうか。 そして、介護情報基盤→介護保険システムへの連携時は、介護情報基盤で登録されたそのまま の文字で連携されるのでしょうか。 変換不能文字について(自治体介護保険システムからの連携) (回答) (問い合わせ) 氏名、住所項目に行政事務標準文字外の文字が含まれている場合の設定内容について 介護情報基盤に連携される文字にて行政事務標準文字(MJ+)以外の場合、連携される文 「行政事務標準文字 (MJ+)」の文字を含む項目については、縮退マップにて変換して連携する 字について規定をしておりません。ただし、介護情報基盤は、以下の文字セット、文字コード、符号 化形式を採用しておりますので、その範囲の文字にて連携ください。 「行政事務標準文字(MJ+)以外」の文字を含む項目を連携する場合、どのように連携するか ·文字セット:「JISX 0213:2012」 ·文字コード:「JISX 0221:2020」 教えてください。 符号化形式: [UTF-8] 連携ファイルの上限について 連携ファイルサイズの計算方法について (問い合わせ) 4MBのサイズ制限はHTTPリクエストヘッダおよびHTTPリクエストボディ部(JSON項目のヘッダ部 リクエストデータのサイズは4MBとあるが、具体的にどの部分になるのか。ヘッダーなども含めてか確 認したい。 +ボディ部)を合計した値が対象となります。 初期セットアップ時のファイル上限について (問い合わせ) (回答) 当該資料の「介護情報基盤で署名付きURLを使用してアップロードできる最大容量は、5GBとす 初期セットアップでも連携に使用するインタフェースは通常運用と同じインタフェースのため同じになり る。」について、初期セットアップにつきましても最大容量は、通常運用時と同じ5GBになるでしょう。ます。 初期セットアップ時の「セットアップ開始基準日」について 【介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(初期セットアップ編)】 「①過去の日付(例:初期セットアップを実施する2年前等の過去日)も指定可能 となりま 『資格有効な被保険者を判定するための基準日を「セットアップ開始基準日」と呼称し、当該日 付は自治体ごとに設定いただくものとする。』 セットアップ開始基準日は、初期セットアップにおけるデータ抽出の基準日です。 上記記載では、自治体毎に自由に基準日を設定可能のように解釈をしましたが、介護情報基盤 初期セットアップ前にデータ抽出を実施いただくため、初期セットアップ日より過去日となります。 側で想定している基準日は何れの考え方になりますでしょうか。 例えば、セットアップ開始基準日を令和8年10月1日とするとデータ抽出時に令和8年10月1日 の時点で有効なデータを抽出し、令和6年10月1日とすると令和6年10月1日の時点で有効な ①過去の日付(例:初期セットアップを実施する2年前等の過去日)も指定可能 介護情報基盤に連携するデータをいつ時点で有効なデータとするか自治体毎に設定頂く考えで ②初期セットアップを実施した日(またはその直近の日)を基準日とする す。 ③その他

(問い合わせ) 2. 1. 1. 2 データ連携方法	
<u> </u>	
2 1 1 2 二 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(回答)
2. 1. 1. 2 テーク連携方法 「介護情報基盤と介護保険システムの間の情報の授受は、LGWAN回線を通じた伝送によっ 行われる」とありますが、広域連合、一部事務組合を含む全ての介護保険者様がLGWANと 続されているということで差し支えないでしょうか。 また、認定審査会を共同設置されているケースにおいても事務処理システムがLGWANと接続 れていると想定しておいて差し支えないでしょうか。	接
青報基盤情報のファイル取得について	
(ABI) (ABI)	(matr)
(問い合わせ)	(回答)
介護保険者番号を送付した際に、取得できる居宅サービス計画作成・介護予防サービス計画 成(介護予防ケアマネジメント)依頼届出情報は介護情報基盤で保持している全情報のC ファイルが作成される認識でよいか。 CSVファイル取得までにファイル作成時間を考慮して取得しに行く必要があるか。	
青報基盤でのデータ保有期間について	
(問い合わせ)	(回答)
2. 5. 2 データ保有期間の制限について 「介護情報基盤で保持する情報について、登録後の保有期間について示す。保有期間を過データについては介護情報基盤から削除される。」 との記載があるが、介護情報基盤側が削除を実施する認識でよいか	保有期間が過ぎたデータについては介護情報基盤側で削除いたします。
合資料の情報参照について	
	To the
(問い合わせ)	(回答)
審査会資料の情報閲覧はどのように行うのか	審査会資料については、介護情報基盤より介護保険資格確認等WEBサービス経由でUR 送付し、URLから資料を閲覧できる機能を備えます。 こちらの機能ですが、審査会資料を効率的に電送できるように、審査会資料をスキャンする等 PDF化したものを介護情報基盤上にアップロードして、送付されたURLからWEBブラウザ上で 照できる機能となります。 また、情報閲覧は、介護保険資格確認等WEBサービスにて行う事となります。 介護情報基盤としては、メール通知機能をご提供いたします。
 要求、結果返却のエラー処理について	
こう一時の登録について	
(問い合わせ)	(回答)
登録要求の際に介護情報基盤のチェックでエラーになった場合、正常レコードとエラーレコードカ	•
在のケースでは正常レコードは登録されますでしょうか。	ファイル単位(ヘッダ部)チェック ⇒正常レコードも含めてファイル単位でエラーとなるため、再送が必要となります。 レコード単位(ボディ部)チェック ⇒正常レコードはエラーとせず登録するため、次回送付はエラーレコードのみに絞る必要がありす。
登録結果返却について	
(問い合わせ)	(回答)
『・バッチ処理においては、エラーが発生したデータのみを連携対象とする。画面操作による取得	, ·
場合は、連携対象として「エラーのあったデータのみ」または「全件」のいずれかが選択可能。』 上記の記載がございますが、以下のような場合にCSVバッチ連携にて取得した場合はどのような 果となりますでしょうか。	①介護情報基盤への登録処理中

登録結果返却CSVについて			
	(問い合わせ)	(回答)	
	登録結果返却CSVについて	ヘッダ部のみのレコードが設定されたCSVファイルが連携されます。	
	介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書 5. 16 登録結果返却連携(IF-I9-01-01-01~02)で明細出力区分を「1:エラー」でリク エスト送信かつ、エラー情報が無かった場合、登録結果返却CSVはどのような内容で連携されま すでしょうか。		